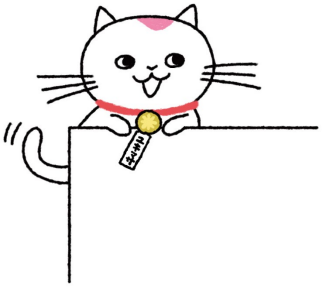

法人設立テキスト

～様々な法人設立業務と行政書士としての対応～

神奈川県行政書士会

民事法務部　監修

法人設立テキスト
～様々な法人設立業務と行政書士としての対応～

０．はじめに

(1) 株式会社、合同会社、一般社団法人、特定非営利活動法人の比較表　2

１．ヒアリングする前提の知識

(1) 営利と非営利　5

(2) 営利法人とは　6

(3) 非営利法人とは　6

(4) ＮＰＯ法人（特定非営利活動法人）　7

(5) 一般社団法人　7

(6) 準則主義とは　8

(7) 準則主義の例　8

(8) 認証主義とは　8

(9) 認証主義の例　9

２．設立手続のヒアリング及び書類作成

(1) 株式会社の設立手続き　10

(2) 株式会社の定款作成例　12

(3) 関係書類の作成例　21

(4) 合同会社の設立手続き　25

(5) 合同会社の定款作成例　26

(6) 関係書類の作成例　28

(7) 一般社団法人の設立手続き　31

(8) 非営利型の一般社団法人とは　32

(9) 一般社団法人（非営利型）の定款作成例　34

(10) 関係書類の作成例　41

(11) 特定非営利活動法人の設立手続き　44

(12) 特定非営利活動法人の定款作成例　45

(13) 関係書類の作成例　55

３．最後に

(1) 設立手続きだけでよいですか？　67

４．関係資料

(1) 報酬額統計表その１（令和２年度実施　日本行政書士会連合会）　68

(2) 報酬額統計表その２（令和２年度実施　神奈川県行政書士会）　70

（法令等は令和４年４月１日現在）

「様々な法人設立業務と行政書士としての対応」

0.【はじめに】
行政書士の取り扱う業務は非常に多岐にわたっています。
その中に一つに会社法務があり、会社法務のうちの一つが設立手続となります。

設立手続は、依頼者の希望する法人形態で希望する日までに法人を設立してあげることが目的となります。

新たに事業を開始したり、事業を拡大するために法人の形態を選択し、法人設立を希望する事業者の方はたくさんいらっしゃいます。
多くの方にとって、法人設立を頻繁に行ってはいないので、いざ法人設立となると書類がいろいろと複雑で設立者ご本人で実施できないことが多く、法人設立の手続を司法書士や税理士、行政書士等の他人に依頼する方も多くいらっしゃいます。

法人設立手続業務は、マーケットの規模としては相対的には決して小さくはないので、ぜひ取り組んでいただきたい業務です。

本テキストでは、行政書士への依頼が比較的多い、株式会社、合同会社、一般社団法人、特定非営利活動法人について説明していきます。

それでは、依頼を受注した場合、どのように依頼者とやり取りしていけばよいでしょうか?
単に手続だけの依頼になるか、設立後も依頼者との関係を継続できるかは、その依頼を受けた行政書士のビジネスセンス次第です。

やり取りをする前提として各法人形態の違いを理解しておく必要があるので
比較表を掲載します。

〔どの士業が扱っても設立手続の品質は同じ?　〕
設立手続きは、いろいろな士業が取り扱っていますが、設立手続自体は各士業で品質にそんなに差がありませんが、設立後のアフターフォローや提案で差がついてくるように思われます。せっかく事業のスタートからお付き合いできるのですから、設立後も末永くお付き合いしたいですよね?筆者の行政書士法人は経済産業省の認定支援機関であり、公認会計士・税理士の者が行政書士登録して当行政書士法人に入所しているので、財務(融資、補助金)・会計・経営顧問として設立の依頼者を継続的に支援しています。これは一つの例ですが、末永くお付き合いできる方法を考えてみてはいかがでしょうか?

株式会社、合同会社、一般社団法人、特定非営利活動法人の比較表

	株式会社	合同会社	一般社団法人	特定非営利活動法人
依頼から設立登記完了までの期間	2週間～3週間	2週間～3週間	2 週間～3週間	5カ月前後
公証人費用	公証役場(公証人手数料 50,000 円+印紙 40,000 円)　＊電子定款ならば収入印紙代は不要	なし	公証役場(公証人手数料 50,000 円)	なし
登録免許税	資本金額の 0.7% 最低額 150,000 円	資本金額の 0.7% 最低額 60,000 円	60,000 円	なし
設立時社員(出資者)	出資者(社員　株式会社では株主)は1名から 所有と経営の分離	出資者は1名から 所有と経営の一致	社員は2名以上	社員は10名以上
根拠法	会社法	会社法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	特定非営利活動促進法
	定款に掲げる事業による営利に追求	定款に掲げる事業による営利に追求	目的や事業に制約はない(公益事業、収益事業、共益事業等可)	特定非営利活動(20 分野)
法人設立方式	公証役場での定款認証後に登記して設立(準則主義)	定款作成後、登記して設立(準則主義)	公証役場での定款認証後に登記して設立(準則主義)	所轄庁の認証後に登記して設立(認証主義)
役員構成	取締役会なし 　取締役1名から 取締役会あり 　取締役 3 名から 　監査役1名から 取締役が業務執行	出資者が有限責任社員となり、業務執行権限がある。但し、定款で業務執行権限の内容を定められる。 業務執行社員1名から	理事会なし 　理事1名から 理事会あり 　理事 3 名から 　監事1名から 理事が業務執行	理事3名から 監事1名から 理事が業務執行

株式会社、合同会社、一般社団法人、特定非営利活動法人の比較表

	株式会社	合同会社	一般社団法人	特定非営利活動法人
設立要件(主なもの)	資本の提供	資本の提供	❶特定非営利活動を主たる条件とすること ❷営利を目的としないものであること ❸社員の得喪に不当な条件を付けないこと ❹社員 10 人以上(常時)であること	社員2人以上
意思決定機関	株主総会 取締役会	社員総会	社員総会 理事会	社員総会 理事会
議決権	株主総会 所有株式の数 取締役会 一人1議決権	社員総会 一人1議決権	社員総会 一人1議決権 理事会 一人1議決権	社員総会 一人1議決権 理事会 一人1議決権
出資者	株主	出資者全員が有限責任社員	出資の概念はなし　＊基金制度は出資ではない	出資の概念無し
代表者	代表取締役	有限責任社員が各自代表権限あり。但し、代表社員を定款又は有限責任社員の互選で決定できる。法人でも代表社員になれる。	代表理事	代表理事
資金調達	募集株式の発行(増資) 借入金 社債発行等	有限責任社員の加入又は追加出資 借入金 補助金等	基金 定款による社員の経費支払義務 借入金 補助金等	借入金 補助金等

株式会社、合同会社、一般社団法人、特定非営利活動法人の比較表

	株式会社	合同会社	一般社団法人	特定非営利活動法人
営利性	営利法人(法人税等が課税される。)	営利法人(法人税等が課税される。)	普通型一般社団法人(法人税等が課税される。)又は要件を満たせば、非営利型一般社団法人(但し法人税法上の34業種に該当する場合には、法人税等が課税されます。)	非営利法人(但し法人税法上の34業種に該当する場合には、法人税等が課税されます。)
配当	その他の資本剰余金＋その他の利益剰余金を財源に配当が可能)　純資産が300万円以下の場合は配当不可	利益剰余金を財源として配当可能 純資産が300万円以下でも配当可能	普通型一般社団法人(社員には配当ができない。) 非営利型一般社団法人(配当不可)	配当不可
決算公告	株主総会の終了後遅滞なく公告	公告義務なし	公告義務あり	決算日から4か月以内に所轄庁に事業報告義務があり、事業報告の内容が公開される。
会計面での作成義務	・事業報告書 ・損益計算書 ・貸借対照表 ・株主資本等変動計算書 ・個別注記表 ・付属明細書	・損益計算書 ・貸借対照表 ・社員等変動計算書 ・個別注記表	・事業報告書 ・活動計算書 ・貸借対照表 ・財産目録	・事業報告書 ・損益計算書 ・貸借対照表 ・付属明細書

1.【ヒアリングする前提としての知識】

法人設立手続の前提として、前項の比較表の内容や営利と非営利及び準則主義と認証主義の違いを行政書士は理解している必要があります。

営利と非営利

依頼者の意思として、単に事業を開始するから法人を作りたい、が多くを占めますが、なかには社会的活動を行いたいから法人を作りたいという依頼もあります。
社会的活動をしたいから一般社団法人や NPO 法人の設立依頼をしてくる方には、きちんと非営利の説明をしてあげる必要があります。

そこで私達は、まず営利と非営利の違いを知っておく必要があります。

営利法人も非営利法人も、いずれも法人です。法人とは、法律の規定に基づき、権利や義務の主体となることができる資格を有した組織のことを意味しています。下記は法人に関しての民法の規定です。

第三章　法人

（法人の成立等）

第三十三条　法人は、この法律その他の法律の規定によらなければ、成立しない。

２　学術、技芸、慈善、祭祀し、宗教その他の公益を目的とする法人、営利事業を営むことを目的とする法人その他の法人の設立、組織、運営及び管理については、この法律その他の法律の定めるところによる。

（出典：e-Gov「民法」, 2019 改正）

法人でも営利法人と非営利法人は、**「利益を配当できるかいなか」**に決定的な違いが存在しています。まずは、営利法人と非営利法人の違いについて見ていきましょう。

営利法人とは？

営利法人は事業活動で獲得した利益を特定の構成員（社員や株主など）に分配することを目的とした法人のことを意味します。

営利法人は別名、営利社団法人と呼ばれ、一般的に会社を指す言葉です。
例えば、営利法人の代表とも言える株式会社は株主の経済的利益を追求し、

会社が得た利益を株主に分配することを目的としています。

また、株式会社以外にも合同会社（LCC）、合名会社、合資会社も営利法人に該当します。

（出典：内閣府「法人格の選び方」）

非営利法人とは？

営利法人とは反対に、非営利法人は「定款等で非営利性（構成員への利益分配を目的としていないこと）が徹底されている法人」あるいは「共益的活動を目的としている法人」を指しています。

つまり、非営利法人は利益をあげてはいけないのではなく、「団体で得た利益を構成員に分配することを目的とせず、社会貢献活動のために利用する」ことになります。

例えば、営利法人である株式会社では、利益を株主配当として分配することができます。しかし、非営利法人では利益が出ても寄付者や法人の会員に分配することはできません。
もちろん、非営利法人とはいえ人を雇用することはできますので、非営利法人の活動収益から経費として職員の給与が支払うことができます。

- 法人とは、法律の規定に基づき、権利や義務の主体となることができる資格を有した組織のこと
- 営利法人は「事業活動で得た利益を特定の構成員（社員や株主など）に分配すること」を目的とした法人のこと
- 非営利法人は「定款等で非営利性（構成員への利益分配を目的としていないこと）が徹底されている法人」あるいは「共益的活動を目的としている法人」のこと

（出典：内閣府「用語について 」
（出典：内閣府 NPO ホームページ「NPO のイロハ」）

非営利法人にはどんな種類がある？

非営利法人は利益を職員や寄付者に配分するのではなく、社会貢献をはじめとする団体の目的を達成するために活動する法人です。

非営利法人の種類としては、NPO 法人（特定非営利活動法人）、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人・公益財団法人、社会福祉法人、学校法人などが挙げられます。

NPO 法人（特定非営利活動法人）

NPO 法人（特定非営利活動法人）とは、特定非営利活動促進法に基づいて法人格を取得し、法人認証を受けた NPO のことを言います。
法人格を取得することで、NPO 団体が法人の名の下に契約締結や土地の登記を行うなど、様々な権利や義務の主体となることができます。
法人格を有していない NPO の場合、法人ではないため、契約締結や土地の登記を NPO 団体名で行うことはできません。

また、NPO 法人を設立するためには、所轄庁に申請をして「認証」を受ける必要があります。認証制となっているため、条件を満たした書類を提出し、登記することで法人として設立することができます。

（出典：内閣府 NPO ホームページ「NPO のイロハ」）

一般社団法人

一般社団法人とは、事業内容や財産によって設立されるのではなく、人の集まりによって設立される非営利団体法人です。法人設立後に最初の社員となる者が２名以上いることが、設立要件となっています。

一般社団法人の事業内容は基本的に自由で、目的や事業の制約はありません。
そのため、資格認定機関や業界団体、介護事業などが一般社団法人として利用されています。
ただし、一般社団法人は人の集まりで設立されている団体のため、社員が０人となると解散することになります。

（出典：内閣府「法人格の選び方」）
（出典：e-Gov「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」）
（出典：法務省「一般社団法人及び一般財団法人制度Ｑ＆Ａ」）

《非営利は利益をあげちゃいけないの?》ほとんどの依頼者から、NPO 法人を作りたいんだけど、利益を上げちゃいけないんだよね゛という質問をよく受けます。
非営利という言葉でどうしても、利益を計上してはいけないという考え方が出てきてしまうようです。
よく考えてみれば、利益を計上しなければ、企業や団体は事業を継続していくことができなくなってしまいます。
非営利でも、利益をあげなくてはならないのです。
非営利ということは、配当をしてはいけないのです。
ここを十分に依頼者に説明しましょう。

次に法人設立形態の違いである準則主義と認証主義の違いについても理解しておく必要があります

準則主義とは？

準則主義とは、法令で定められた要件を満たせば、法人を設立することができるという考え方である。
準則主義の下では、法人の設立に、政府の裁量に基づく許可・認可・認証を必要としません。
但し、法令で定められた手続をする必要があります。

準則主義の例

❶日本の会社法上の会社(株式会社、合同会社、合資会社および合名会社)
　　法定要件の具備によって当然に法人の設立が認められます。
　　登記が設立の要件となります。
❷一般社団法人、一般財団法人
　　法定要件の具備によって当然に法人の設立が認められます。
　　登記が設立の要件となります。

認証主義とは？

認証主義とは、法人を設立するためには法令で定められた要件を満たしているかどうかについて政府の確認(認証)がひつようであるという考え方であります。
認可主義と比較してる政府の裁量が入る余地はほとんどありません。

認証主義の例

❶特定非営利活動法人
設立に際して、主務官庁の法定の要件が具備されているかの審査がありますが、設立の法定要件が゛具体的゛に規定されており、それが整っていれば主務官庁が認証しなければなりません。
この認証までに３か月から４か月を要します。

❷宗教法人
❶と同じ認証主義ですが、まず人格なき団体の時から「規則」を制定し、その「規則」に基づき、依頼から設立までに３年から４年の゛観察期間゛において宗教活動をして、その３年間の活動報告を毎年、所轄庁に報告をし、その後に所定の手続を行いようやく認証されます。

2.【設立手続のヒアリング及び書類作成】

それでは、依頼者から法人設立の依頼を受けたならば、設立に関するヒアリングを行っていきます。

『1』 株式会社の設立手続に係るヒアリング及び説明する内容(主に定款の内容です。)

商号⇒類似商号の調査の必要はほとんどありません。

本店所在地

公告をする方法

会社設立日⇒希望する設立日は法務局が開いている日でなければならないことを伝えます。

事業目的⇒設立後取得する予定の許認可、登録、免許等に係る目的は必ず記載するように伝えます。

発行可能株式総数⇒将来の増資を考慮して、それに対応できるように発行可能株式数を決定していきます。

設立に当たり発行する株式数

株券発行の有無⇒ほとんどの新設会社は株券を発行していません。

資本金額及び株主⇒金額の規制はありません。

株主は自分の若しくは他の株主の名義の通帳にその株主の氏名で出資金額を振り込む旨を伝えます。

振込ではなく、預入してしまう依頼者も多いため、預入ではなく、振込をしていただくよう、充分に説明する必要があります。

株式の譲渡制限規定⇒株式会社とはいえ、ほとんどのすべての会社が譲渡制限規定を制定しています。

役員構成及び任期⇒取締役１名から、設立が可能である旨を伝えます。

原則として取締役の２年ですが、多くの設立する株式会社は取締役の任期を上限の 10 年としています。

監査役の任期は原則として 4 年ですが、これもほとんどが 10 年としています。

しかし、ガバナンスを重視する会社では、原則通りの任期となっていることが多く、1 年という任期を設定している会社も存在します。

取締役会・監査役設置は任意である旨を伝えます。

実際の依頼では、取締役会・監査役設置はあまりありません。

責任限定⇒非業務執行取締役を設ける場合には、次のような規定で責任を限定してあげることもできます。

（非業務執行取締役等の会社に対する責任の限定の制限）
第 28 条　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間に、同法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

事業年度

上記ヒアリング内容に応じて、書類を作成していきます。

１）　まずは定款を作成します(定款作成日も定めてください。)電子定款で作成することを前提とします。
電子定款の場合には、印紙税の 40,000 円が発生しません。行政書士として設立業務を請け負う場合には、事務所に電子定款を行う体制がないと、設立業務の依頼はないと思った方が良いと思います。

事務の流れとしては、「定款案」、「発起人の印鑑登録証明書」及び「実質的支配者となるべき者の申告書」を公証役場に送付して内容を公証人に確認してもらい、訂正がある場合には定款案を訂正し、その後電子定款の手続きを行います。

公証人の認証済みの定款を受け取りに行く際は、発起人から委任状をもらい、受け取りに行きます。公証役場に持参する委任状は、委任状と定款を合綴して、袋綴じにして、発起人の実印で押印及び割印をします。
また、印鑑登録証明書は原本を還付してもらいましょう。

本来、定款の規程を通じて、ガバナンスのアドバイスを行政書士が行っていきたいところですが、依頼者は設立段階ではそこまでの考えに至っていません。
しかし、このガバナンス関係の業務は、会社が中規模以上になると発生してくるので、ぜひこの業務の研鑽を積んでおくと将来の業務に役に立ちます。
この分野は、ライバル士業は少ないので、ぜひ手掛けていただきたいと思います。

以下に定款の事例を示します。

≪株式会社の定款作成例≫

株式会社********　定款

第Ⅰ章　総則

（商号）

第１条　当会社は，株式会社********と称する。

（目的）

第２条　当会社は，次の事業を営むことを目的とする。

１．法人及び個人事業主の帳簿の記帳及び決算に関する業務
２．前号に附帯する会計に関する相談及び指導
３．各種第三者認証機関への申請に関するコンサルティング
４．企業及び団体に対する業務研修の請負
５．損害保険代理業務及び生命保険の募集に関する業務
６．簡易宿所の経営
７．宅地建物取引業
８．有料職業紹介事業
９．駐車場の経営
10．古物商
11．任意後見人の受任
12．高齢者等のための財産管理、各種契約締結及び各種申請等手続補助事業
13．遺言書作成支援及び遺言執行、葬儀等の死後事務処理に関する事業
14．補助金情報の提供
15．事業承継、事業譲渡に関するコンサルティング及び調査
16．テレワーク及びワーケーション施設の広報、普及促進活動
17．前各号に附帯する一切の事業

（本店の所在地）

第２条　当会社は，本店を横浜市**********に置く。

（機関構成）

第３条　当会社は，取締役会，監査役その他会社法第 326 条第 2 項に定める機関を設置する。

（公告の方法）

第４条　当会社の公告は，官報に掲載する。

第Ⅱ章　株式

（発行可能株式総数）
第５条　当会社の発行可能株式総数は，３２０株とする。

（株券の発行）
第６条　当会社の株式については，株券を発行する。

（株式の譲渡制限）
第７条　当会社の株式を譲渡するには，取締役会の承認を受けなければならない。

（相続人等に対する株式の売渡請求）
第８条　当会社は，相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し，当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿記載事項の記載の請求）
第９条　株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには，当会社所定の書式による請求書に，その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し，共同して請求しなければならない。
ただし，法令に別段の定めがある場合には，株式取得者が単独で請求することができる。

（質権の登録）
第 10 条　会社の株式につき質権の登録を請求するには，当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

（基準日）
第 11 条　当会社は，毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって，その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
②　前項のほか，株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは，取締役の過半数の決定により，臨時に基準日を定めることができる。ただし，その場合には，その日を２週間前までに広告するものとする。

（株主の住所等の届出等）
第 12 条　当会社の株主，登録株式質権者又はそれらの法定代理人もしくは代表者は，当会社所定の書式により，その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更が生じた場合にも，同様とする。
②　当会社に提出する書類には，前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第Ⅲ章　株主総会

（招集）

第 13 条　当会社の定時株主総会は事業年度末日の翌日から 3 ケ月以内に招集し，必要に応じて臨時株主総会を招集するものとする。

②　株主総会は，法令に別段の定めがある場合のほか，取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故，もしくは支障があるときは，あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

③　株主総会を招集するには，会日より 1 週間前までに，議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発することを要する。ただし，招集通知は，書面ですることを要しない。

（招集手続の省略）

第 14 条　株主総会は，その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは，招集手続を経ずに開催することができる。

（議長）

第 15 条　株主総会の議長は，社長たる代表取締役がこれにあたる。社長に事故もしくは支障があるときは，あらかじめ定めた順序により，他の取締役がこれに代わる。

（決議の方法）

第 16 条　株主総会の決議は，法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか，出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②　会社法第 309 条第 2 項に定める決議は，議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し，出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

（株主総会の決議の省略）

第 17 条　株主総会の決議の目的たる事項について，取締役又は株主から提案があった場合において，その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が，書面によってその提案を同意したときは，その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第 18 条　株主又はその法定代理人は，当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として，議決権を行使することができる。ただし，この場合には，株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

（株主総会議事録）

第 19 条　株主総会の議事については，法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し，これに議事の経過の要領及びその結果等を記載し，議長及び出席した取締

役がこれに記名押印又は電子署名し，10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

第Ⅳ章 取締役、代表取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第 20 条 当会社の取締役は３名以上とする。

（取締役の選任）

第 21 条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半 数の決議によって選任する。

２ 取締役の選任は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第 22 条 取締役の任期は、選任後１０年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２ 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 23 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を 選定する。

２ 代表取締役は社長とする。

（業務執行）

第 24 条 社長は会社の業務を統轄する。

２ 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

（取締役会の設置）

第 25 条 当会社に取締役会を置く。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 26 条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役 がこれに代わる。

（取締役会の招集通知）

第 27 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

また、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、 招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議）
第 28 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）
第 29 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会議事録）
第 30 条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、取締役会の日から１０年間当会社の本店に備え置くものとする。

（取締役の報酬等）
第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第５章 監 査 役
（監査役の設置）
第 32 条 当会社に監査役を置く。

（監査役の権限）
第 33 条 監査役は、会計に関する事項のみについて監査する権限を有し、業務について監査する権限を有しない。

（監査役の員数）
第 34 条 当会社の監査役は１名以上とする。

（監査役の選任）
第 35 条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半 数の決議によって選任する。

（監査役の任期）
第 36 条 監査役の任期は、選任後１０年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２ 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間とする。

（監査役の報酬等）
第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第 6 章 計　算
（事業年度）
第 38 条 当会社の事業年度は､毎年１２月１日から翌年１１月３０日までの年１期とする。

（剰余金の配当）
第 39 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における 最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

（剰余金の配当等の除斥期間）
第 40 条 剰余金の配当及び前条の中間配当は、支払提供の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

（定款に定めのない事項）
第 41 条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、********株式会社を設立のため、発起人*******株式会社及び*********の定款作成代理人である行政書士*******は、電磁的記録である本定款を作成し電子署名する。

令和 4 年 7 月 21 日

行政書士法第 1 条の 3 に基づき、代理人として電子署名をする。
上記発起人 **********株式会社及び*********の定款作成代理人
横浜市**********
行政書士　**********
登録番号　*********

≪電子定款の委任状の作成例≫

委　任　状

私は，下記の者に、私の代理人として次の事項を委任します。

住所：横浜市**********
氏名：行政書士　**********

１．　**********株式会社の設立のため、別紙原始定款案のとおり電磁的記録である原始定款を作成し、認証を申請する手続きに関する一切の件。

２．　書面による同一の情報の請求及び受領に関する一切の件。

３．　復代理人選任に関する一切の件。

令和４年７月　　日

発起人　住所　東京都**********

氏名　**********　印

同　住所　横浜市**********

氏名　株式会社**********　代表取締役　*********　印

同　住所　横浜市**********

氏名　**********　印

公証役場には、以下で示す「実質的支配者となるべき者の申告書」を提出する必要があります。

実質的支配者となるべき者の申告書（株式会社用）

（公証役場名）
****公証役場　　公証人　認証担当公証人　　殿

（商号）　**********株式会社

の成立時に実質的支配者となるべき者の本人特定事項等及び暴力団員等該当性について、以下のとおり、申告する。

令和４年　７月　日

■ 嘱託人住所　　■ 嘱託人氏名（ 署名押印又は記名押印〔記名＋電子署名も可〕

横浜市**********　　**********　　印

実質的支配者となるべき者の該当事由（①から④までのいずれかの左側の☐内に✓印を付してください。）(※1)

☐ ❶　設立する会社の議決権の総数の５０％を超える議決権を直接又は間接に有する自然人となるべき者（この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合を除く。）：犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「犯収法施行規則」という。）１１条２項１号参照

✓ ❷　❶に該当する者がいない場合は、設立する会社の議決権の総数の２５％を超える議決権を直接又は間接に有する自然人となるべき者（この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合又は他の者が設立する会社の議決権の総数の５０％を超える議決権を直接又は間接に有する場合を除く。）：犯収法施行規則１１条２項１号参照

☐ ❸　❶及び❷のいずれにも該当する者がいない場合は、出資、融資、取引その他の関係を通じて、設立する会社の事業活動に支配的な影響力を有する自然人となるべき者：犯収法施行規則１１条２項２号参照

☐ ❹　❶、❷及び❸のいずれにも該当する者がいない場合は、設立する会社を代表し、その業務を執行する自然人となるべき者：犯収法施行規則１１条２項４号参照

実質的支配者となるべき者の本人特定事項等(※2、※3)						暴力団員等該当性(※4)
住居	東京都**********	国籍等	(日本)・その他　(※5) (　　)	性別	(男)・女 (※6)	（暴力団員等に） 該当 ・ (非該当)
氏名	よみ　**********	生年月日	(昭和)・平成・西暦) **年** 月**日生	議決権割合	40.0% (※7)	
	**********	実質的支配者該当性の根拠資料	(定款)・定款以外の資料・なし (※8)			
住居		国籍等	日本・その他　(※5) (　　)	性別	男・女 (※6)	（暴力団員等に） 該当 ・ 非該当
氏名	よみ	生年月日	(昭和・平成・西暦) 年　月　日生	議決権割合	% (※7)	
		実質的支配者該当性の根拠資料	定款・定款以外の資料・なし (※8)			
住居		国籍等	日本・その他　(※5) (　　)	性別	男・女 (※6)	（暴力団員等に） 該当 ・ 非該当
氏名	よみ	生年月日	(昭和・平成・西暦) 年　月　日生	議決権割合	1% (※7)	
		実質的支配者該当性の根拠資料	定款・定款以外の資料・なし (※8)			

※１　❶の５０％及び❷の２５％の計算は、次に掲げる割合を合計した割合により行う（犯収法施行規則１１条３項）。
⑴　当該自然人が有する当該会社の議決権が当該会社の議決権の総数に占める割合
⑵　当該自然人の支配法人（当該自然人がその議決権の総数の５０％を超える議決権を有する法人をいう。この場合において、当該自然人及びその一若しくは二以上の支配法人又は当該自然人の一若しくは二以上の支配法人が議決権の総数の５０％を超える議決権を有する他の法人は、当該自然人の支配法人とみなす。）が有する当該会社の議決権が当該会社の議決権の総数に占める割合
※２　「住居、氏名」欄には、❶の場合は、該当する者１名を記載し、❷から❹までの場合は、該当者全員を記載する。
※３　犯収法施行規則１１条４項によって、上場企業等及びその子会社は自然人とみなされるので、上記自然人の「住居、氏名」欄に、その「住所、名称」を記載する。
※４　実質的支配者となるべき者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号）又は国際テロリスト（国際連合安全保障理事会決議第 1267 号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第３条第１項の規定により公告されている者若しくは同法第４条第１項の規定による指定を受けている者）のいずれにも該当しない場合には、「暴力団員等該当性」欄の「非該当」を〇で囲み、いずれかに該当する場合には、「該当」を〇で囲む。
※５　「国籍等」欄は、日本国籍の場合は「日本」を〇で囲み、日本国籍を有しない場合は「その他」を〇で囲んで具体的な国名等を（　）内に記載する。
※６　「性別」欄は、該当するものを〇で囲む。
※７　「議決権割合」欄は、❶及び❷の場合のみ記載する。
※８　「実質的支配者該当性の根拠資料」欄は、該当するものを〇で囲み、定款以外の資料がある場合には、その原本又は写しを添付する。また、実質的支配者となるべき者の本人特定事項等が明らかになる資料も添付する（自然人の場合には、運転免許証、旅券、個人番号カード（マイナンバーカード）、在留カード等の写し等、法人の場合には、全部事項証明書及び印鑑証明書の原本又は写し）。

実質的支配者となるべき者が３名を超える場合は、更に申告書を用いて記入してください。

２）　定款作成日が定められたならば、以下の書類を作成していきます。

就任承諾書

私は、令和４年　　月　　日、貴社の定款において取締役に選任されたので、その就任を承諾します。

令和４年　　月　　日

横浜市**********

氏名　　**********

**********株式会社　御中

就任承諾書

私は、令和４年　　月　　日、発起人の協議により代表取締役に選任されたので、その就任を承諾します。

令和４年　　月　　日

横浜市**********

氏名　　**********

**********株式会社　御中

発起人同意書

令和４年　　月　　日、**********株式会社において発起人全員が出席し、その全員の一致の決議により次のように設立時に発行する株式に関する事項、設立時代表取締役及び本店所在場所を定めた。

1. 発起人********が割当てを受けるべき株式の数及び払い込むべき金額
   **********株式会社　普通株式　80 株
   金 4,000,000 円
1. 発起人株式会社**********が割当てを受けるべき株式の数及び払い込むべき金額
   **********株式会社　普通株式 100 株
   金 5,000,000 円
1. 発起人********が割当てを受けるべき株式の数及び払い込むべき金額
   **********株式会社　普通株式　20 株
   金 1,000,000 円
1. 設立時代表取締役　**********
1. 本店 東京都港区**********

上記の事項を証するため、発起人の全員は、次のとおり記名押印する。

令和４年　　月　　日

**********株式会社

東京都**********

発起人　　**********　　㊞

横浜市**********

発起人　　株式会社**********

代表取締役　　**********　　㊞

横浜市**********

発起人　　**********　　㊞

証明書

当会社の設立時発行株式については以下のとおり、全額の払い込みがあったことを証明します。

設立時発行株式数　　****株
払込みを受けた金額　　金******万円

令和４年　　月　　日

**********株式会社
設立時代表取締役
**********　　㊞

資本金の額の計上に関する証明書

① 込みを受けた金額（会社計算規則第 43 条第 1 項第 1 号）
金*******万円

②給付を受けた金銭以外の財産の給付があった日における当該財産の価格
（会社計算規則第 43 条第 1 項第 2 号）
金０円

②　①+②　　金******
③ 万円

資本金******万円は会社法第 445 条及び会社計算規則第 43 条の規定に従って計上されたことに相違ありません。

令和４年　　月　　日

横浜市**********

**********株式会社
設立時代表取締役　　*******　　㊞

証明書については、振り込まれた発起人名義の通帳の表紙、一枚めくった個所の頁及び振込人と振込額が記載されている頁のコピーを依頼者からいただき、証明書と合綴します。

就任承諾書は、役員の実印を、証明書、資本金の額の計上に関する証明書は設立するか株式会社の代表者印を、発起人の同意書は、発起人の実印を押印してもらいます。

上記の書類は、定款作成日以降に作成する必要があります。

３）　１)及び２)の書類がそろったら、司法書士に司法書士への委任状と共に書類を渡して、設立登記を依頼します。
その際に、設立希望日がありましたら、その日を司法書士に明確に伝えます。

『２』合同会社の設立手続に係るヒアリング及び説明する内容(主に定款の内容です。)

商号⇒類似商号の調査の必要はほとんどありません。

本店所在地

公告をする方法は任意である旨、伝えます。

会社設立日⇒希望する設立日は法務局が開いている日でなければならないことを伝えます。

事業目的⇒設立後取得する予定の許認可、登録、免許等に係る目的は必ず記載するように伝えます。

資本金額⇒金額の規制はありません。合同会社は株式会社と異なり、所有と経営が一致しており、原則として、出資者が役員(業務執行社員)となることを伝え、出資者の情報を聞きます。
出資者には自分の若しくは他の出資者の名義の通帳にその出資者の氏名で出資金額を振り込む旨を伝えます。
振込ではなく、預入してしまう依頼者も多いため、預入ではなく、振込をしていただくよう、充分に説明する必要があります。

役員構成⇒出資者が社員となり業務執行を行うことを説明し、株式会社と異なり、出資額に関係なく１人につき１議決権となることを伝えます。
任期は株式会社と異なり、ないことを伝えます。
また、役員の員数制限はないこと、法人が社員(役員)に就任することも可能である旨を伝えます。

上記ヒアリング内容に応じて、書類を作成していきます。

１）　まずは定款を作成します(定款作成日も定めてください。)電子定款で作成することを前提とします。
公証人の認証は必要ありませんので、公証役場に定款案を送付して確認してもらう必要はありません。

≪合同会社の定款作成例≫

**********合同会社　定款

第Ⅰ章　　総　則

（商　号）
第１条　　当会社は、*********合同会社（英文表記　******** LLC）と称する。

（目　的）
第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１　技術、営業、法務部門のビジネスプロセスアウトソーシング
２　当会社の関連会社の管理部門の業務の受託
３　機械器具設置工事業
４　前各号に附帯又は関連する一切の事業

（本店の所在地）
第３条　　当会社は、本店を横浜市**********に置く。

（公告の方法）
第４条　　当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第Ⅱ章　　社員及び出資
（社員の氏名、住所、出資及び責任）
第５条　　社員の氏名及び住所、出資の価額並びに責任は次のとおりである。
１．金１０万円　横浜市**********
　　有限責任社員　**********
１．金１万円　堺市**********
　　有限責任社員　**********

第Ⅲ章　　業務の執行及び会社の代表
（業務執行社員）
第６条　　社員*****及び******は、業務執行社員とし、当会社の業務を執行するものとする。

（代表社員）
第７条　　代表社員は業務執行社員の互選をもって、これを定める。

第Ⅳ章　　計　算

（営業年度）
第８条　　当会社の営業年度は、毎年９月１日から翌年の８月３１日までとする。

第Ｖ章　　附　則
（最初の事業年度）
第９条　　当会社の最初の営業年度は、当会社の設立の日から令和５年８月３１日までとする。

（定款に定めのない事項）
第１０条　本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の関係諸法令の定めるところによる。

以上、*********合同会社設立に際し、社員****、社員*****の定款作成代理人である行政書士******は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和４年９月９日

有限責任社員　　*******
有限責任社員　　*******

行政書士法第１条の３に基づき、代理人として電子署名をする。
上記社員********の定款作成代理人
横浜市**********
行政書士　********　　登録番号　**********

２）　定款作成日が定められたならば、以下の書類を作成していきます。

就任承諾書

私は、令和４年９月２１日、*********合同会社の業務執行社員に選任されたので、その就任を承諾します。

令和４年９月２１日

堺市**********

(氏名)**********

**********合同会社　御中

－－－

代表社員及び資本金決定書

令和４年　　月　　日横浜市**********の当社設立事務所において社員全員が出席し、その全員の一致により下記の事項を決定した。

1. 代表社員　*********
2. 資本金　　金*******万円

上記の決議を明確にするため、この決定書を作成し、社員全員がこれに記名押印する。

令和４年　　月　　日

有限責任社員　　*********　　㊞

有限責任社員　　*********　　㊞

――

就任承諾書

私は、令和４年　　月　　日、********合同会社の代表社員に選任されたので、その就任を承諾します。

令和４年　　月　　日

横浜市********

(氏名)**********

**********合同会社　御中

払込のあったことを証する書面

当会社の資本金については以下のとおり、全額の払い込みがあったことを証明します。

払込みを受けた金額　　金１１万円

令和４年　　月　　日

（本店）　横浜市**********

（商号）*********合同会社

代表社員　********

証明書については、振り込まれた社員名義の通帳の表紙、一枚めくった個所の頁及び振込人と振込額が記載されている頁のコピーを依頼者からいただき、証明書と合綴します。

就任承諾書は、社員の実印を、証明書、資本金の額の計上に関する証明書は設立する合同会社の代表者印を、代表社員及び資本金決定書は、社員の実印を押印してもらいます。

上記の書類は、定款作成日以降に作成する必要があります。

３）　1)及び２)の書類がそろったら、司法書士に司法書士への委任状と共に書類を渡して、設立登記を依頼します。
その際に、設立希望日がありましたら、その日を司法書士に明確に伝えます。

『３』一般社団法人の設立手続に係るヒアリング及び説明する内容(主に定款の内容です。)

名称⇒商号ではありません。

主たる事務所所在地⇒本店ではありません。

公告をする方法

法人設立日⇒希望する設立日は法務局が開いている日でなければならないことを伝えます。

目的と事業⇒株式会社における定款の目的は、一般社団法人では事業となります。一般社団法人においては、その事業を行う理念として目的を設定し、登記されます。

役員構成及び任期⇒理事１名から、設立が可能である旨を伝えます。
理事会設置、監事設置は任意です。
原則として理事の任期は２年で、監事は４年です。

社員構成⇒法人も社員に就任できます。＊社員として就任したい者がいる場合には、拒否できる。

会員⇒資金調達の一つとして会員制度を設けることが多いです。

事業年度

基金⇒資金調達の一つであり、財務上は資本で法律上は債務です。
基金制度は任意です。基金拠出額は社員の意思決定権には無関係で、社員は一人当たり１議決権です。

残余財産の帰属⇒解散時残余財産があれば、国等に贈与しなければならない。

非営利型一般社団法人で設計するか否か

上記ヒアリング内容に応じて、書類を作成していきます。

１)まずは定款を作成します(定款作成日も定めてください。)電子定款で作成することを前提とします。

一般社団法人の場合には、電子定款であるか否かに関わらず、印紙税の40,000 円は発生いたしません。

事務の流れとしては、「定款案」、「社員の印鑑登録証明書」「実質的と敗者となるべき者の申告書」を公証役場に送付して内容を公証人に確認してもらい、訂正がある場合には定款案を訂正し、その後電子定款の手続きを行います。

＊税務上のメリットを享受したいので、非営利型の一般社団法人設立の依頼を受けている場合には、定款の記載をどうすればよいか?

まず、非営利型一般社団法人とは？

一般社団法人の中でも税務上のメリットがある法人を「非営利型一般社団法人」と言います。
一般社団法人には「非営利型の一般社団法人」と「普通型の一般社団法人」があります。この区別は、税法上の優遇を受けられるかそうでないかによって区別されています。
非営利型の場合、収益事業から生じた所得のみが課税対象になり、収益事業以外の会費や寄付金に対しては課税されません。一方、普通型の場合は、株式会社と同様、全ての所得が課税対象となります。
これはあくまでも税法上の違いだけであって、いずれの類型も「非営利法人」であることに変わりはありません。

では、非営利型の一般社団法人になるためには？

非営利型の要件に該当するかどうかは、税務署などに申請して確認してもらうわけではありません。その法人自らがその要件を備えることによって非営利型法人となります。
非営利型の一般社団法人になるには、「非営利性が徹底された法人」または「共益的活動を目的とする法人」、いずれかの要件を満たすことです。

【非営利性が徹底された法人】
① 剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること
② 解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること
③ 上記１及び２の定款の定めに違反する行為（上記１、２及び下記４の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含みます。）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと
④ 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の３分の１以下であること

【共益的活動を目的とする法人】
① 会員に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的としていること
② 定款等に会費の定めがあること
③ 主たる事業として収益事業を行っていないこと
④ 定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を行うことを定めていないこと

⑤ 解散したときにその残余財産を特定の個人又は団体に帰属させることを定款に定めていないこと。
⑥ 上記１から５まで及び下記７の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと
⑦ 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の３分の１以下であること

※上記の要件を満たすと、特段の手続きを行うことなく、非営利型一般社団法人の要件を満たすことになります。ただし、非営利型法人に該当するどうかの最終的な判断は、形式的な要件だけを見られるのではなく、法人の活動実態を見て税務当局が総合的に判断しますので注意してください。

公証人の認証済みの定款を受け取りに行く際は、発起人から委任状をもらい、受け取りに行きます。公証役場に持参する委任状は、委任状と定款を合綴して、袋綴じにして、発起人の実印で押印及び割印をします。
また、印鑑登録証明書は原本を還付してもらいましょう。

≪一般社団法人の定款作成例(非営利型)≫

一般社団法人　**********　　定款

総則

（名称）
第１条　当法人は，一般社団法人**********と称する。

（事務所）
第２条　当法人は，主たる事務所を東京都**********に置く。

目的及び事業

（目的）
第３条　現代の我が国において、将来日本の中心になる若年層の健全な育成が必要であるが、経済力の低い保護者が増加し、７人に１人の子供が「相対的貧困」の状態にあるといわれていることに加え、精神的コンプレックス等で青少年の一定数が引きこもりとなっている状況も我が国の重大な社会問題となっている。この青少年や幼少児等若年層の健全な育成を目的の一つとする。
２　前項のためには、外国人の労働力と活力の導入は必要不可欠となっているが、日本に居住又は滞在する多数の外国人の日本語能力が低いこと、またその外国人の相談を受ける専門家の語学能力が低いことから、在日、来日外国人への法務・財務その他生活全般に亘るサービスが十分に実施されていない現状であるが、この課題を解決することを目的の一つとする。
３　さらに、諸外国から経営能力的に後れを取りつつある我が国において、多様化する経済活動に対応できる経営幹部の養成が急務であり、東洋の歴史的な経営思想や武士道精神に乗っ取った経営思想を、起業を計画する又は経営幹部になる者たち、特に内外を問わない若年層に浸透させていくことも目的の一つとする。

（事業）
第４条　当法人は，前条の目的を達成するため，次の事業を行う。
① 子ども食堂
② 青少年自立のためのプログラムの構築及運営

③ 学童保育に対するコンサルティング及び学童保育の運営
④ 語学セミナーの運営及び語学構築プログラムの制作
⑤ 在日外国人に対する通訳サービスの提供
⑥ 外国人労働者に対する総合的支援
⑦ 留学生支援
⑧ 日本語学校に対するコンサルティング及び日本語学校の運営
⑨ 東洋思想検定の実施
⑩ 東洋思想セミナーの開催
⑪ 出版事業
⑫ 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第３章　社員

（法人の構成員）
第５条　当法人の構成員は，当法人の事業に賛同する個人又は団体であって，次条の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

（社員の資格の取得）
第６条　当法人の社員になろうとする者は，別に定めるところにより申込みをし，代表理事の承認を受けなければならない。

（任意退社）
第７条　社員は，別に定める退社届を提出することにより，任意にいつでも退社することができる。

（除名）
第８条　社員が次のいずれかに該当するに至ったときは，社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。
① この定款その他の規則に違反したとき。
② 当法人の名誉を傷つけ，又は目的に反する行為をしたとき。
③ その他除名すべき正当な事由があるとき。

（社員資格の喪失）
第９条　前２条の場合のほか，社員は，次のいずれかに該当するに至ったときは，その資格を喪失する。
① 退社したとき。
② 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。
③ 総社員が同意したとき

第４章　社員総会

（構成）
第 10 条　社員総会は，すべての社員をもって構成する。
（権限）
第 11 条　社員総会は，次の事項について決議する。
①　社員の除名
②　理事の選任又は解任
③　理事の報酬等の額
④　計算書類等の承認
⑤　定款の変更
⑥　解散及び残余財産の処分
⑦　その他社員総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

（開催）
第 12 条　社員総会は，定時社員総会として毎年度１月に１回開催するほか，必要がある場合に開催する。

（招集）
第 13 条　社員総会は，法令に別段の定めがある場合を除き，代表理事が招集する。

（招集の請求）
第 14 条　総社員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する社員は，代表理事に対し，社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して，社員総会の招集を請求することができる。

（議長）
第 15 条　社員総会の議長は，当該社員総会において社員の中から選出する。

（議決権）
第 16 条　社員総会における議決権は，社員１名につき１個とする。

（決議）
第 17 条　社員総会の決議は,法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き，総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し，出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず，次の決議は，総社員の半数以上であって，総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
①　社員の除名
②　定款の変更

③　解散
④　その他法令で定められた事項

（議事録）
第 18 条　社員総会の議事については，法令で定めるところにより，議事録を作成する。
２　議長及び出席した理事は，前項の議事録に記名押印する。

第５章　役員

（役員の設置）
第 19 条　当法人に，理事３名以上６名以内を置く。
２　理事のうち１名を代表理事とする。

（役員の選任）
第 20 条　理事は，社員総会の決議によって選任する。
２　代表理事は，理事の互選によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）
第 21 条　理事は，法令及びこの定款で定めるところにより，職務を執行する。
２　代表理事は，法令及びこの定款で定めるところにより，当法人を代表する。

（役員の任期）
第 22 条　理事の任期は，選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
２　補欠として選任された理事の任期は，前任者の任期の満了する時までとする。
３　理事は，第 19 条に定める定数に足りなくなるときは，任期の満了又は辞任により退任した後も，新たに選任された者が就任するまで，なお理事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第 23 条　理事は，社員総会の決議によって解任することができる。

第６章　資産及び会計

（事業年度）
第 24 条　当法人の事業年度は，毎年１２月１日に始まり翌年１１月３０日に終

わる。

（事業報告及び決算）

第 25 条　当法人の事業報告及び決算については，毎事業年度終了後，代表理事が次の書類及びこれらの附属書類を作成し，定時社員総会に提出し，第１号の書類についてはその内容を報告し，第２号及び第３号の書類については承認を受けなければならない。

事業報告

貸借対照表

損益計算書（正味財産増減計算書）

２　前項の規定により報告され，又は承認を受けた書類のほか，定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 26 条　この定款は，社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

（解散）

第 27 条　当法人は，社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第 28 条　当法人が清算をする場合において有する残余財産は，社員総会の決議を経て，公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

２　当法人は剰余金の分配は行わない。

公告の方法

（公告の方法）

第 29 条　当法人の公告は，官報に掲載する方法により行う。

附　則

１　当法人の設立時社員の氏名及び住所は，以下のとおりとする。

****

東京都**********

****

川崎市**********

****

東京都**********

２　当法人の設立時理事長は，設立時理事の互選によって選定する。

３　当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和５年１１月３０日までとする。

以上，一般社団法人**********設立のためこの定款を作成し，設立時社員が次に記名押印する。

令和４年　　月　　日

設立時社員　**********　　㊞

設立時社員　*********　　㊞

設立時社員　**********　　㊞

委任状

（住所）横浜市**********

（氏名）行政書士法人**********　行政書士　********

上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

1. 一般社団法人**********の定款につき設立時社員の記名押印を自認し、公証人の認証を受ける嘱託手続一切の件。

令和４年　　月　　日

（住所）東京都**********
設立時社員　*********　㊞

（住所）川崎市**********
設立時社員　**********　㊞

（住所）東京都**********
設立時社員　**********　㊞

2）定款作成日が定められたならば、以下の書類を作成していきます。

就任承諾書

私は，令和４年　　月　　日，貴法人の設立時代表理事に選任されたので，その就任を承諾します。

令和４年　　月　　日

東京都**********

（氏名）********　　㊞

一般社団法人**********　御中

就任承諾書

私は，令和４年　　月　　日，貴法人の設立時理事に選任されたので，その就任を承諾します。

令和４年　　月　　日

横浜市**********

（氏名）　　㊞

一般社団法人**********　御中

設立時代表理事選定書

令和４年　　月　　日，一般社団法人**********創立事務所において，設立時理事全員が出席しその全員の一致の決議により，設立時代表理事を選定した。 なお，被選定者は，即時その就任を承諾した。

設立時代表理事　　**********

上記決定事項を証するため，設立時理事の全員は，次のとおり記名押印する。

令和４年　　月　　日

一般社団法人　**********

設立時理事　　**********　　㊞

設立時理事　　**********　　㊞

設立時理事　　**********　　㊞

設立時理事　　**********　　㊞

設立時理事選任並びに

主たる事務所所在場所の決定に関する決議書

令和４年　　月　　日，一般社団法人**********創立事務所において，設立時社員全員が出席し，その全員の一致の決議により，設立時理事を，次のとおり選任及び決定をした。

設立時理事　　*******、********、*********

主たる事務所　**********

上記決定事項を証するため，設立時社員の全員は，次のとおり記名押印する。

令和４年　　月　　日

一般社団法人**********

設立時社員　*******　　㊞

設立時社員　********　　㊞

設立時社員　********　　㊞

就任承諾書、設立時代表理事選定書、設立時理事選任並びに主たる事務所所在場所の決定に関する決議書は、社員の実印を押印してもらいます。

上記の書類は、定款作成日以降に作成する必要があります。

３）　1)及び2)の書類がそろったら、司法書士に司法書士への委任状と共に書類を渡して、設立登記を依頼します。
その際に、設立希望日がありましたら、その日を司法書士に明確に伝えます。

『４』特定非営利活動法人の設立手続に係るヒアリング及び説明する内容(主に定款の内容です。)

名称

主たる事務所所在地

公告をする方法

特定非営利活動⇒法定されている 20 種類の分野に該当する活動であり、不特定かつ多数のものの利益に寄与することを目的とするものです。

目的⇒特定非営利活動を行う理念として目的を設定し、登記されます。

会員制度⇒資金調達制度の一つとして採用する法人は多いです。

理事及び監事並びに代表理事⇒理事は３名以上、監事は１名以上
理事会は任意、理事のうち 2/3 は無給でなければならない。
(無給は役員報酬で、労働者としての給与は支給できる。)

社員⇒１０名以上必要
＊社員として就任したい者がいる場合には、原則として拒否できない旨をヒアリング時に伝える必要があります。

事業年度

残余財産の帰属⇒解散時残余財産があれば、国等に贈与しなければならない

1)定款案を作成し、所轄庁に送付してチェックを受けます。
何回か所轄庁とやり取りをして、定款案を完成していきます。
かなり細かい部分まで、訂正が求められますが、ほとんどが国語的表記の訂正です。

2)同時に２事業年度分の事業計画書及び活動予算書、設立趣意書等提出書類を送付してチェックを受けます。この時点で、２年分の予算及び事業計画が依頼者の中で具体化している必要があります。
事業計画及び予算金額の内容の記載まで、丸投げしてくる依頼者も時々いますが、その依頼は受けないでください。あくまでも、依頼者が事業内容及び予算額を決定します。
事業計画や予算書を作成しなれていない依頼者も多いので、丸投げではなく作成の支援は、積極的に行ってください。

3)事前申請である１)と２)の所轄庁とのやり取りが完了したら(所轄庁の OK が出たら)、所轄庁に対して設立認証の申請手続を行います。

≪特定非営利活動法人の定款作成例≫

特定非営利活動法人**********定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人**********という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を神奈川県**********に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第 3 条　この法人は、造園・植木を通して、高齢者の見守り、高齢者の雇用創出、および次世代への技術伝承を推進し、また、造園技術を生かした防炎・災害救援活動を行い、すべての人が安心・安全に暮らせる社会づくりに寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第 4 条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

災害救援活動

地域安全活動

職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

前各号の掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

空地・空家の草刈りによる防炎事業

造園管理が困難な高齢者宅の庭の管理を通した高齢者見守り事業

植木・造園を通した高齢者の雇用を創出する事業

造園・植木・園芸の技能を有する者を育成し、次世代へその技能を伝承する事業

被災地において倒木撤去等を行う救援事業

その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（種別）

第 6 条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

賛助会員　この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

（入会）
第 7 条　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
2　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）
第 8 条　会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第 9 条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
　退会届の提出をしたとき。
　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
　継続して 1 年以上正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
　除名されたとき。

（退会）
第 10 条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第 11 条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
　この定款等に違反したとき。
　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）
第 12 条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第 4 章　役員及び職員
（種別及び定数）
第 13 条　この法人に次の役員を置く。
　理事　3 人以上 4 人以下
　監事　1 人以上 2 人以下
2　理事のうち、1 人を理事長、1 人を副理事長とすることができる。
（選任等）

第 14 条　理事及び監事は、総会において選任する。
2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
4　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
（職務）
第 15 条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を執行する。
3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4　監事は、次に掲げる職務を行う。
理事の業務執行の状況を監査すること。
この法人の財産の状況を監査すること。
前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には，これを総会又は所轄庁に報告すること。
前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
（任期等）
第 16 条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
2　前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後２事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
（欠員補充）
第 17 条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
（解任）
第 18 条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第 19 条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3　前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第５章　総会
（種別）
第 20 条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。
（構成）
第 21 条　総会は、正会員をもって構成する。
（権能）
第 22 条　総会は、以下の事項について議決する。
定款の変更
解散
合併
事業報告及び決算に関する事項
役員の選任又は解任に関する事項
事務局の組織等に関する事項
その他この法人の運営に関する重要事項
（開催）
第 23 条　通常総会は、毎年１回開催する。
2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
第１５条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。（招集）
第 24 条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。
2　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。
（議長）
第 25 条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。
（定足数）
第 26 条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。
（議決）
第 27 条　総会における議決事項は、第２４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもっ

て決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第28条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、第２６条、前条第２項、次条第１項及び第４９条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第29条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

日時及び場所

正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

審議事項

議事の経過の概要及び議決の結果

議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

総会の決議があったものとみなされた事項の内容

前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

総会の決議があったものとみなされた日

議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章　理事会

（構成）

第30条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第31条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

総会に付議すべき事項

総会の議決した事項の執行に関する事項

役員の職務及び報酬

入会金及び会費に関する事項

事業計画及び予算に関する事項

借入金に関する事項

その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）
第 32 条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
理事長が必要と認めたとき。
理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
第１５条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
（招集）
第 33 条　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。
3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。
（議長）
第 34 条　理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれに当たる。
（定足数）
第 35 条　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。
（議決）
第 36 条　理事会における議決事項は、第３３条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（表決権等）
第 37 条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
3　前項の規定により表決した理事は、第３５条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
（議事録）
第 38 条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
日時及び場所
理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
審議事項
議事の経過の概要及び議決の結果
議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）

第 39 条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

設立当初の財産目録に記載された資産

入会金及び会費

寄付金品

財産から生じる収益

事業に伴う収益

その他の収益

（資産の区分）

第 40 条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

（資産の管理）

第 41 条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第 42 条　この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

(1)　会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

(2)　活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

(3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（会計の区分）

第 43 条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の１種とする。

（事業計画及び予算）

第 44 条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 45 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を執行することができる。

2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（事業報告及び決算）

第 46 条　この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計画書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後３か月以内に総会の承認を得なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第 47 条　この法人の事業年度は、毎年３月１日に始まり翌年２月２８日に終わる。

（臨機の措置）

第 48 条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 49 条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の議決を得なければならない。

2　定款の変更は、次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)　目的

(2)　名称

(3)　特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4)　主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）

(5)　正会員の資格の得喪に関する事項

(6)　役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）

(7)　会議に関する事項

(8)　その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9)　解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）

(10)　定款の変更に関する事項

（解散）

第 50 条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

総会の決議

目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

正会員の欠亡

合併

破産手続開始の決定

所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4　この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

（残余財産の帰属）

第 51 条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、社会福祉法人のうちから総会において選定したものに帰属する。

（合併）

第 52 条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）
第 53 条　この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
2　法第 28 条の２第１項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第１０章　事務局
（事務局の設置等）
第 54 条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。
2　事務局には、事務局長その他の職員を置く。
3　事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
4　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第１１章　雑則
（細則）
第 55 条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長　********
副理事長　*********
理事　**********
監事　***********
3　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、成立の日から２０２４年３月３１日までとする。
4　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第４４条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5　この法人の設立当初の事業年度は、第４７条の規定にかかわらず、成立の日から２０２３年３月３１日までとする。
6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
入会金
正会員(個人)　０円
正会員（団体）　０円
賛助会員(個人)　５０，０００円
賛助会員（団体）　５０，０００円

月会費

正会員(個人)		１，０００円	
正会員（団体）		１，０００円	
賛助会員(個人)	１口	５，０００円	（１口以上）
賛助会員(団体)	１口	５，０００円	（１口以上）

附則

この定款は令和４年　　月　　日から施行する。

－－－

第１号様式（第２条第１項）

特定非営利活動法人設立認証申請書

令和　　年　　月　　日

（申請先）
横浜市長

申請者　住所又は居所
横浜市**********
氏　　名　　*******　　㊞

電 話 番 号　０４５－＊＊＊－＊＊＊＊
ＦＡＸ番号　０４５－＊＊＊－＊＊＊＊

次のとおり特定非営利活動法人を設立することについて、特定非営利活動促進法第10条第１項の認証を受けたいので、申請します。

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人**********
代表者の氏名	*******
主たる事務所の所在地	横浜市**********
その他の事務所の所在地	なし
定款に記載された目的	

（注意）　主たる事務所及びその他の事務所の所在地は、町名及び番地まで記載してください。

（Ａ４）

設立趣意書

現代社会では、①高齢者の独居世帯や空地・空家が増加しており、その住宅の庭の植物が伸び放題になっている事態が多く見受けられ、防火管理上リスクが高まっています。

②高齢者の増加とは逆に出生数の減少により、労働人口が減少し、労働力の確保も社会問題になっているとともに高齢者の健康寿命を延ばすことも国の課題となっています。

③また、地球温暖化等の影響により自然災害が増加する傾向にあります。

上記のような現状を解決していくためには、①の高齢者独居世帯については、そのような住宅の植物管理を定期的に実施すると共にその高齢者と定期的に連絡を取り、高齢者の見守りを実施していきます。空地・空家の増加については、これも防火管理上リスクが高いことから、自治体と協力して草刈による防炎事業を実施していきます。

②の労働人口減少問題と健康寿命を延ばす課題については、造園・植木・園芸の技能を有する高齢者を募集して雇用し、その高齢者を通して①の課題解決を図ったり、造園・植木・園芸の技能を一般市民に伝承することを担ってもらうことで高齢者に生き生きとした生活を送ってもらい健康寿命を延ばすことに寄与していきます。

③の自然災害の増加による倒木等の処理に対しては、自治体と防災協定を締結し自然災害発生時に現場に急行し倒木等の処理を実施します。

上記①～③の事業を実施していくためには、任意団体ではなく法人組織として活動していくことが必要であり、地域や自治体と提携して事業を実施する必要があるので、透明性の高い運営が求められる特定非営利活動法人として設立することが望ましいと判断しました。

令和　　年　　月　　日

法人の名称　特定非営利活動法人**********

設立代表者　******

設立についての意思の決定を証する議事録

１　開催日時　　令和　　年　　月　　日　　１０時から１２時まで

２　場所　　神奈川県**********

３　出席者の数　　１０名

４　議題

第１号議案　　特定非営利活動法人**********設立趣旨書案承認の件

第２号議案　　特定非営利活動法人**********定款案承認の件

第３号議案　　設立当初の入会金及び会費の件

第４号議案　　設立初年度及び翌年度の事業計画書及び活動予算書承認の件

第５号議案　　特定非営利活動促進法第２条第２項第２号及び同法第１２条第１項第３号に該当することの確認の件

第６号議案　　役員の選任の件

第７号議案　　事務所の決定に関する件

第８号議案　　議事録署名人の選任の件

５　議事の経過の概要及び議決結果

（１）　設立発起人を代表して*********氏が、本日の設立総会は定数を満たしたので、有効に成立した旨を告げたのち、開会の辞を述べた。

（２）　議長の選任について諮ったところ、満場一致をもって*********氏を選任した。続いてあいさつの後、議案に入った。

第１号議案　　特定非営利活動法人********設立趣旨書案承認の件**

議長は、設立趣旨書を朗読の後、その承認を求めたところ満場異議なく承認可決した。

第２号議案　　特定非営利活動法人********定款案承認の件**

議長は、本議案につき定款各条ごとに説明をなし、その承認を求めたところ満場異議なく原案どおり承認可決した。

第３号議案　　設立当初の入会金及び会費の件

議長は、定款附則に記載された設立当初の入会金及び会費について説明をなし、その承認を求めたところ満場異議なく原案どおり承認可決した。

第４号議案　　設立初年度及び翌年度の事業計画書及び活動予算書承認の件

議長は、設立初年度及び翌年度の事業計画書及び活動予算書を議場に説明し、その承認を求めたところ満場異議なく原案どおり承認可決した。

第５号議案　　特定非営利活動促進法第２条第２項第２号及び同法第１２条第１項第３号に該当することの確認の件

議長は、特定非営利活動促進法第２条及び第１２条を朗読の後、当団体が特定非営利活動促進法第２条第２項第２号及び同法第１２条第１項第３号に該当する団体であることにつき、確認を求めたところ、満場異議なく承認可決し、本総会において確認された。

第６号議案　　役員の選任の件

議長は、当法人の設立当初の役員の選任について、議案書（役員名簿）にあげられている理事及び監事を役員として、その承認を求めたところ、満場異議なく議案のとおり承認可決された。

第７号議案　　事務所の決定に関する件

議長は、当法人の事務所について、下記のとおり決定したい旨説明し、その承認を求めたところ、満場異議なく議案のとおり承認可決された。

主たる事務所　　神奈川県**********

第８号議案　　議事録署名人の選任の件

議事録署名人について、議長から本日出席者の*******氏と********氏の２名を指名したところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

なお、設立認証申請にあたっては、**********を設立代表者とし、設立にあたって必要な手続を一任することとした。

議長は、以上をもって特定非営利活動法人**********設立に関する全ての議事を終了した旨を述べ、閉会を宣言した。

以上の議事の要領及び結果を明確にするため、議長並びに議事録署名人は、次に署名または記名押印する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　**********　　㊞

議事録署名人　**********　　㊞

議事録署名人　*********　　㊞

確　　認　　書

当法人は、特定非営利活動促進法第２条第２項第２号及び同法第 12 条第１項第３号に該当することを、令和　　年　　月　　日に、設立総会において確認しました。

令和　　年　　月　　日

法人の名称　特定非営利活動法人**********

設立代表者　　**********　㊞

特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項第 2 号

その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ　特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

特定非営利活動促進法第 12 条第 1 項第 3 号

当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下のこの号及び第 47 条第６号において同じ。）

ロ　暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若

活動予算書

成立の日から　　２０２３年３月３１日まで

法人の名称　　特定非営利活動法人**********

(単位:円)

Ⅰ　経常収益			
1.　受取会費			
正会員受取会費	60,000		
賛助会員受取会費	200,000	260,000	
2.　事業収益			
(1)空地・空家の草刈りによる防災事業	0		
(2)造園管理が困難な高齢者宅の庭を管理を通した高齢者見守り事業	1,500,000		
(3)植木・造園を通した高齢者の雇用を創出する事業	2,800,000		
(4)造園・植木・園芸の技能を有する者を育成し、次世代へ技能を伝承する事業	300,000		
(5)被災地において倒木撤去等を行う救援事業	0	4,600,000	
3.　その他収益			
		0	
経常収益計			4,860,000
Ⅱ　経常費用			
事業			
1.　費			
(1)　人件費			
給料手当	4,000,000		
法定福利費	200,000		
人件費計	4,200,000		
(2)　その他経費			
講師委託費	200,000		
備品消耗品代	300,000		
その他経費計	500,000		
事業費計		4,700,000	
管理			
2.　費			
(1)　人件費			
役員報酬	0		
人件費計	0		
(2)　その他経費			
会議費	50,000		

旅費交通費	50,000		
事務用品費	100,000		
通信費	40,000		
雑費	10,000		
その他経費計	250,000		
管理費計		250,000	
経常費用計			4,950,000
当期経常増減額			−90,000
Ⅲ　経常外収益			
・・・・・・・・・		0	
経常外収益計			0
Ⅳ　経常外費用			
・・・・・・・・・		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			−90,000
前期繰越正味財産額			―
次期繰越正味財産額			−90,000

２０２２年　度　事　業　計　画　書

法人の名称　　特定非営利活動法人**********

１　事業活動方針

設立初年度は、造園・植木を通した安全管理及び技能の伝承を基本理念として、下記の特定非営利活動を実施する。

２　事業内容

（１）特定非営利活動に係る事業

①　空地・空家の草刈りによる防炎事業

・内　　容　自治体と協力して、空地・空家の草刈り
・日　　時　４月より２月
・場　　所　横須賀市、鎌倉市、藤沢市、横浜市、逗子市、葉山町各地
・従事者人員　１人
・受益対象者　草刈りをする空地・空家周辺の地域住民　　約 600 人
・支出見込額　1,000,000 円

②造園管理が困難な高齢者宅の庭の管理を通した高齢者見守り事業

・内　　容　高齢者独居世帯を中心に草刈りによる庭の管理と定期的連絡を通してのな高齢者見守り
・日　　時　４月より２月
・場　　所　横須賀市、鎌倉市、藤沢市、横浜市、逗子市、葉山町各地
・従事者人員　１人
・受益対象者　戸建て住宅に居住する高齢者　約 50 人
・支出見込額　1,000,000 円

③植木・造園を通した高齢者の雇用を創出する事業

・内　　容　高齢者の植木職人を雇用して、就業の場を提供
・日　　時　４月より２月
・場　　所　葉山町******
・従事者人員　１人
・受益対象者　横須賀市・葉山町在住で造園管理の経験がある高齢者約 10 名
・支出見込額　2,400,000 円

④造園・植木・園芸の技能を有する者を育成し、次世代へ技能伝承する事業

・内　　容　伝統的な造園・植木・園芸の技能を有する者から当該技能を身につけたい市民へ当該技能を実地に教えていく
・日　　時　１２月、1 月、2 月
・場　　所　横須賀市、葉山町各地
・従事者人員　２人
・受益対象者　造園・植木・園芸の技能を習得したい市民 20 名
・支出見込額　200,000 円

（設　立　認　証　申　請　用）

誓　約　及　び　就　任　承　諾　書

法人の名称　　特定非営利活動法人**********

設　立　代　表　者　　********　様

私は、特定非営利活動促進法第 20 条各号に該当しないこと及び同法第 21 条の規定に違反しないことを誓約
するとともに、**特定非営利活動法人**********の設立認証があったときは、同法人の理事及び理事長に就任することを承諾します。

令和　　年　　月　　日

住所又は居所　神奈川県**********

(ふりがな)
氏　　名　　**********

(生年月日　　昭和　　年　　月　　日)
(性別　　男・女)

（設立認証申請用）

役　員　名　簿

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人**********

役　名	氏　名	住所又は居所	報酬の有無	備　考
理事			なし	理事長
理事			なし	副理事長
理事			なし	
理事			なし	
監事			なし	

◇　役員は、法第20条の欠格事由に該当しないこと、法第21条による親族規定に反しないことが必要です。

◇<u>親族規定の考え方</u>

役員総数が５人以下の場合、配偶者も三親等以内の親族（以下、「親族等」といいます。）（※）も含むことはできません。

役員総数が６人以上の場合、各役員につき、１人だけ親族等を含むことができます。

（※）三親等以内の親族

父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）（６ページ参照）

◇　役員報酬を受けることができる者は、役員総数の３分の１以下です。

社　員　の　う　ち　１０　人　以　上　の　者　の　名　簿

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人**********

	氏　　名	住　所　又　は　居　所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
１０		

4）認証申請後、細かな補正や２週間の縦覧期間を経て、縦覧期間後２カ月以内に所轄庁から認証を受けることになります。

5）認証を受けたら、認証書を受け取り、その他の書類(登記用の就任承諾者や印鑑登録証明書など)と共に設立登記のために司法書士に書類を交付いたします。

＊このように依頼から設立登記までは、４か月ほどかかりますので、依頼者には依頼を受けた時点で設立登記完了まで時間を要する旨の説明が必要です。

６)設立登記が完了したら、速やかに設立登記完了届を所轄庁に提出します。

第３号様式（第６条第１項、第 18 条第１項）

設立（合併）登記完了届出書

令和４年　　月　　日

（届出先）
横浜市長

届出者　　主たる事務所の所在地　横浜市**********
法　人　の　名　称　特定非営利活動法人**********
代 表 者 の 氏 名　　*********　　㊞
電　話　番　号　０４５－***－****
Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号　０４５－***－****

設立（合併）の登記を完了しましたので、特定非営利活動促進法第 13 条第２項（同法第 39 条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

（Ａ４）

3.【最後に】

設立手続だけでよいですか?

行政書士は登記や経理や税務などの職能の専門家ではなく、士業で唯一の各種の事業の許認可手続が専門となる、各種事業の専門家として活動できる素晴らしい資格です。事業の開始、創出、運営、発展等に許認可手続を通じて、事業者に深くかかわっていけます。こんな良い資格は他にありません。!!!

従って、事業開始、創出、運営、発展の専門家として、広報宣伝をしていけばよいでしょう。もちろん、一人の力量には限界がありますから、各種専門家(他の士業のみならず、不動産業、有料職業紹介業などあらゆる専門家)を統合していけば、各種多様な事業者向けのサービスが創出されて、新しい士業サービスが展開できるはずです。

その士業サービスの行動理念は、ドラッカーの三人の石工+四人目の石工の話からもわかるように・・・・・

お客様の希望の成就、課題の解決、計画の達成に寄与するのが私達の役割ではないでしょうか・・・・・・・

設立業務の依頼を受けて、業務が完了したら、それでその依頼者との関係を終わりにするのではなく、その事業の支援者として、その依頼者の事業の発展のために知恵を絞りましょう。

「ラーメンを売るな。食文化を売れ」

この安藤百福の名言こそ、行政書士事業の発展のカギではないかと私は思います。

363 在留期間更新許可申請(経営・管理)　〈前回:221〉

回答者	2万円未満	2万円～4万円未満	4万円～6万円未満	6万円～8万円未満	8万円～10万円未満	10万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
105	3	26	40	8	7	21	70,837	5,000	330,000	50,000
100.0%	2.9%	24.8%	38.1%	7.6%	6.7%	20.0%				19件

364 永住許可申請　〈前回:222〉

回答者	5万円未満	5万円～10万円未満	10万円～15万円未満	15万円～20万円未満	20万円～25万円未満	25万円～30万円未満	30万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
129	8	23	52	27	13	1	5	131,527	20,000	450,000	100,000
100.0%	6.2%	17.8%	40.3%	20.9%	10.1%	0.8%	3.9%				19件

365 在留資格取得許可申請　〈前回:223〉

回答者	2.5万円未満	2.5万円～5万円未満	5万円～7.5万円未満	7.5万円～10万円未満	10万円～20万円未満	20万円～30万円未満	30万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
60	14	14	18	5	5	3	1	65,475	10,000	600,000	50,000
100.0%	23.3%	23.3%	30.0%	8.3%	8.3%	5.0%	1.7%				14件

366 再入国許可申請　〈前回:224〉

回答者	1万円未満	1万円～2万円未満	2万円～3万円未満	3万円～4万円未満	4万円～5万円未満	5万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
38	8	18	7	3	1	1	16,497	3,000	88,000	10,000
100.0%	21.1%	47.4%	18.4%	7.9%	2.6%	2.6%				9件

367 資格外活動許可申請　〈前回:225〉

回答者	1万円未満	1万円～2万円未満	2万円～3万円未満	3万円～4万円未満	4万円～5万円未満	5万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
66	12	28	13	8	0	5	18,977	3,000	88,000	10,000
100.0%	18.2%	42.4%	19.7%	12.1%	0.0%	7.6%				15件

368 就労資格証明書交付申請　〈前回:226〉

回答者	2.5万円未満	2.5万円～5万円未満	5万円～7.5万円未満	7.5万円～10万円未満	10万円～12.5万円未満	12.5万円～15万円未満	15万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値	
62	16	11	16	12	4	0	3	55,700	5,500	200,000	50,000	80,000
100.0%	25.8%	17.7%	25.8%	19.4%	6.5%	0.0%	4.8%				7件	7件

369 一般旅券申請　〈前回:227〉

回答者	1万円未満	1万円～2万円未満	2万円～3万円未満	3万円～4万円未満	4万円～5万円未満	5万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
13	3	6	0	3	0	1	21,108	6,000	88,000	10,000
100.0%	23.1%	46.2%	0.0%	23.1%	0.0%	7.7%				3件

370 日本国査証申請　〈前回:228〉

回答者	2.5万円未満	2.5万円～5万円未満	5万円～7.5万円未満	7.5万円～10万円未満	10万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
14	4	4	6	0	0	39,914	10,000	66,800	50,000
100.0%	28.6%	28.6%	42.9%	0.0%	0.0%				3件

371 外国査証申請　〈前回:229〉

回答者	2万円未満	2万円～4万円未満	4万円～6万円未満	6万円～8万円未満	8万円～10万円未満	10万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値	
10	1	4	1	3	0	1	54,200	10,000	165,000	30,000	66,000
100.0%	10.0%	40.0%	10.0%	30.0%	0.0%	10.0%				2件	2件

372 対日投資等に関する手続　〈前回:230〉

回答者	5万円未満	5万円～10万円未満	10万円～15万円未満	15万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値	
10	4	2	3	1	69,700	10,000	165,000	10,000	100,000
100.0%	40.0%	20.0%	30.0%	10.0%				2件	2件

373 外国向け文書の認証手続　〈前回:231〉

回答者	1万円未満	1万円～2万円未満	2万円～3万円未満	3万円～4万円未満	4万円～5万円未満	5万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値		
31	6	6	5	3	2	9	37,527	3,300	165,000	10,000	20,000	55,000
100.0%	19.4%	19.4%	16.1%	9.7%	6.5%	29.0%				3件	3件	3件

374 会社設立手続　〈前回:242〉

回答者	5万円未満	5万円～10万円未満	10万円～15万円未満	15万円～20万円未満	20万円～25万円未満	25万円～30万円未満	30万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
358	36	160	112	35	11	0	4	93,878	3,000	500,000	100,000
100.0%	10.1%	44.7%	31.3%	9.8%	3.1%	0.0%	1.1%				54件

375 会社の合併・分割手続　〈前回:243〉

回答者	10万円未満	10万円～20万円未満	20万円～30万円未満	30万円～40万円未満	40万円～50万円未満	50万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
32	5	14	5	4	1	3	224,531	33,000	1,100,000	150,000
100.0%	15.6%	43.8%	15.6%	12.5%	3.1%	9.4%				6件

376 会計記帳・決算書類作成　〈前回:244〉

回答者	2万円未満	2万円～4万円未満	4万円～6万円未満	6万円～8万円未満	8万円～10万円未満	10万円～20万円未満	20万円～30万円未満	30万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
174	16	57	23	11	4	29	12	22	128,729	3,000	2,000,000	30,000
100.0%	9.2%	32.8%	13.2%	6.3%	2.3%	16.7%	6.9%	12.6%				19件

390 請願書・陳情書 〈前回:264〉

回答者	1万円未満	1万円～2万円未満	2万円～3万円未満	3万円～4万円未満	4万円～5万円未満	5万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
30	2	9	6	4	0	9	40,979	5,000	220,000	20,000
100.0%	6.7%	30.0%	20.0%	13.3%	0.0%	30.0%				6件

391 一般社団法人の設立手続 〈前回:267〉

回答者	10万円未満	10万円～20万円未満	20万円～30万円未満	30万円～40万円未満	40万円～50万円未満	50万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
67	28	34	2	1	0	2	120,704	15,000	700,000	100,000
100.0%	41.8%	50.7%	3.0%	1.5%	0.0%	3.0%				11件

392 一般財団法人の設立手続 〈前回:268〉

回答者	10万円未満	10万円～20万円未満	20万円～30万円未満	30万円～40万円未満	40万円～50万円未満	50万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
17	4	8	2	2	0	1	159,588	50,000	500,000	100,000
100.0%	23.5%	47.1%	11.8%	11.8%	0.0%	5.9%				6件

393 一般社団・財団法人から公益社団・財団法人への公益認定申請 〈前回:269〉

回答者	10万円未満	10万円～20万円未満	20万円～30万円未満	30万円～40万円未満	40万円～50万円未満	50万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
4	0	1	0	0	0	3	717,500	100,000	1,500,000	－
100.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	75.0%				件

394 特例民法法人から公益社団・財団法人への移行認定申請 〈前回:270〉

回答者	10万円未満	10万円～20万円未満	20万円～30万円未満	30万円～40万円未満	40万円～50万円未満	50万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
1	0	1	0	0	0	0	100,000	100,000	100,000	－
100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%				件

395 特例民法法人から一般社団・財団法人への移行認可申請 〈前回:271〉

回答者	10万円未満	10万円～20万円未満	20万円～30万円未満	30万円～40万円未満	40万円～50万円未満	50万円～100万円未満	100万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
2	0	2	0	0	0	0	0	104,000	100,000	108,000	－
100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%				件

396 特定非営利活動法人設立認証申請（NPO法人設立） 〈前回:272〉

回答者	10万円未満	10万円～20万円未満	20万円～30万円未満	30万円～40万円未満	40万円～50万円未満	50万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
44	5	26	11	1	0	1	168,020	20,000	550,000	165,000
100.0%	11.4%	59.1%	25.0%	2.3%	0.0%	2.3%				6件

397 任意成年後見契約に関する調査・起案 〈前回:273〉

回答者	2.5万円未満	2.5万円～5万円未満	5万円～7.5万円未満	7.5万円～10万円未満	10万円～20万円未満	20万円～30万円未満	30万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値	
65	3	12	18	8	19	5	0	87,300	10,000	220,000	55,000	100,000
100.0%	4.6%	18.5%	27.7%	12.3%	29.2%	7.7%	0.0%				7件	7件

398 聴聞・弁明の機会の付与手続 〈前回:274〉

回答者	1万円未満	1万円～2万円未満	2万円～3万円未満	3万円～4万円未満	4万円～5万円未満	5万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
7	0	0	1	2	1	3	50,429	22,000	100,000	30,000
100.0%	0.0%	0.0%	14.3%	28.6%	14.3%	42.9%				2件

399 各種国際間貿易取引通信文作成 〈前回:275〉

回答者	1万円未満	1万円～2万円未満	2万円～3万円未満	3万円～4万円未満	4万円～5万円未満	5万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
2	0	0	0	0	1	1	95,000	40,000	150,000	－
100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%				件

400 英文等各種外国語による契約書作成 〈前回:276〉

回答者	5万円未満	5万円～10万円未満	10万円～15万円未満	15万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
6	0	2	1	3	460,500	50,000	2,200,000	－
100.0%	0.0%	33.3%	16.7%	50.0%				件

401 行政不服申立て手続代理 〈前回:277〉

回答者	5万円未満	5万円～7.5万円未満	7.5万円～10万円未満	10万円～12.5万円未満	12.5万円～15万円未満	15万円～20万円未満	20万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
1	0	0	1	0	0	0	0	80,000	80,000	80,000	－
100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%				件

402 経営革新計画書の作成 〈前回:278〉

回答者	10万円未満	10万円～20万円未満	20万円～30万円未満	30万円～40万円未満	40万円～50万円未満	50万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
22	11	4	3	1	0	3	266,091	10,000	2,000,000	50,000
100.0%	50.0%	18.2%	13.6%	4.5%	0.0%	13.6%				5件

403 農業経営改善計画の作成 〈前回:279〉

回答者	1万円未満	1万円～2万円未満	2万円～3万円未満	3万円～4万円未満	4万円～5万円未満	5万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
4	1	0	0	1	0	2	111,540	6,158	360,000	－
100.0%	25.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	50.0%				件

80.登録支援機関登録申請

回答者	5万円未満	5万円～6万円未満	6万円～7万円未満	7万円～8万円未満	8万円～9万円未満	9万円～10万円未満	10万円以上	平均値	最小値	最大値	最頻値	最頻値回答数
6	0	0	0	0	0	0	6	163,000	100,000	220,000	なし	

81.帰化(被雇用者)

回答者	20万円未満	20万円～22万円未満	22万円～25万円未満	25万円～28万円未満	28万円～30万円未満	30万円～35万円未満	35万円以上	平均値	最小値	最大値	最頻値	最頻値回答数
16	8	3	2	2	0	0	1	201,000	110,000	400,000	150,000	3

82.帰化(個人事業主等)

回答者	18万円未満	18万円～20万円未満	20万円～25万円未満	25万円～30万円未満	30万円～35万円未満	35万円～40万円未満	40万円以上	平均値	最小値	最大値	最頻値	最頻値回答数
16	4	0	6	3	2	0	1	232,000	150,000	400,000	200,000	4

83.国籍取得の届出

回答者	3万円未満	3万円～4万円未満	4万円～10万円未満	10万円～15万円未満	15万円～20万円未満	20万円～25万円未満	25万円以上	平均値	最小値	最大値	最頻値	最頻値回答数
3	0	0	1	1	1	0	0	107,000	55,000	165,000	なし	

法人関係

84.株式会社設立

回答者	7.5万円未満	7.5万円～10万円未満	10万円～12.5万円未満	12.5万円～15万円未満	15万円～17.5万円未満	17.5万円～20万円未満	20万円以上	平均値	最小値	最大値	最頻値	最頻値回答数
48	11	7	11	5	8	0	6	135,000	20,000	880,000	150,000	5

85.合同会社設立

回答者	5万円未満	5万円～7.5万円未満	7.5万円～10万円未満	10万円～12.5万円未満	12.5万円～15万円未満	15万円～20万円未満	20万円以上	平均値	最小値	最大値	最頻値	最頻値回答数
27	5	6	5	4	1	3	3	106,000	10,000	330,000	66,000	4

86.一般社団・財団法人設立

回答者	15万円未満	15万円～20万円未満	20万円～25万円未満	25万円～35万円未満	35万円～45万円未満	45万円～55万円未満	55万円以上	平均値	最小値	最大値	最頻値	最頻値回答数
22	13	5	3	1	0	0	0	128,000	40,000	250,000	150,000	3

87.特定非営利活動法人設立認証申請(NPO法人設立)

回答者	10万円未満	10万円～15万円未満	15万円～20万円未満	20万円～25万円未満	25万円～30万円未満	30万円～35万円未満	35万円以上	平均値	最小値	最大値	最頻値	最頻値回答数
18	1	3	6	2	3	1	2	204,000	60,000	450,000	165,000	3

88.社会福祉法人設立認可申請

回答者	40万円未満	40万円～45万円未満	45万円～50万円未満	50万円～55万円未満	55万円～65万円未満	65万円～75万円未満	75万円以上	平均値	最小値	最大値	最頻値	最頻値回答数
6	2	0	0	0	1	1	2	652,000	165,000	1,200,000	なし	

89.議事録作成

回答者	1万円未満	1万円～1.5万円未満	1.5万円～2万円未満	2万円～2.5万円未満	2.5万円～3万円未満	3万円～4万円未満	4万円以上	平均値	最小値	最大値	最頻値	最頻値回答数
44	1	9	6	9	2	9	8	31,000	5,000	150,000	22,000	6

90.医療法人設立許可申請

回答者	40万円未満	40万円～45万円未満	45万円～50万円未満	50万円～55万円未満	55万円～65万円未満	65万円～75万円未満	75万円以上	平均値	最小値	最大値	最頻値	最頻値回答数
16	1	0	0	1	1	3	10	791,000	350,000	1,320,000	880,000	3

91.薬局開設許可申請

回答者	10万円未満	10万円～12万円未満	12万円～15万円未満	15万円～18万円未満	18万円～20万円未満	20万円～21万円未満	21万円以上	平均値	最小値	最大値	最頻値	最頻値回答数
6	0	1	0	1	0	0	4	236,000	110,000	400,000	220,000	2

92.記帳代行

回答者	1万円未満	1万円～1.5万円未満	1.5万円～2万円未満	2万円～2.5万円未満	2.5万円～3万円未満	3万円～4万円未満	4万円以上	平均値	最小値	最大値	最頻値	最頻値回答数
17	1	2	0	3	0	5	6	69,000	9,500	360,000	33,000	3

93.補助金・助成金申請

回答者	40万円未満	40万円～45万円未満	45万円～50万円未満	50万円～55万円未満	55万円～65万円未満	65万円～75万円未満	75万円以上	平均値	最小値	最大値	最頻値	最頻値回答数
27	23	0	0	0	0	0	4	185,000	5,500	1,000,000	100,000	4

民事法務・その他

94.契約書作成

回答者	2万円未満	2万円～3万円未満	3万円～4万円未満	4万円～5万円未満	5万円～6万円未満	6万円～10万円未満	10万円以上	平均値	最小値	最大値	最頻値	最頻値回答数
52	5	5	15	3	15	3	6	54,000	10,000	220,000	30,000	9

95.離婚協議書作成

回答者	3万円未満	3万円～5万円未満	5万円～7万円未満	7万円～10万円未満	10万円～12万円未満	12万円～15万円未満	15万円以上	平均値	最小値	最大値	最頻値	最頻値回答数
16	0	1	8	3	2	1	1	74,000	30,000	150,000	55,000	3

96.内容証明郵便作成

回答者	1万円未満	1万円～1.5万円未満	1.5万円～2万円未満	2万円～2.5万円未満	2.5万円～3万円未満	3万円～3.5万円未満	3.5万円以上	平均値	最小値	最大値	最頻値	最頻値回答数
29	1	3	1	9	2	11	2	25,000	5,500	50,000	33,000	7

97.自賠責保険請求

回答者	3万円未満	3万円～4万円未満	4万円～6万円未満	6万円～8万円未満	8万円～10万円未満	10万円～12万円未満	12万円以上	平均値	最小値	最大値	最頻値	最頻値回答数
4	0	0	1	0	0	1	2	286,000	55,000	660,000	なし	